

奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務委託仕様書

1. 業務目的と概要

2025年大阪・関西万博に向けインバウンド需要回復、国内観光需要の一層の喚起をめざしつつ、日本の美と心を体現する文化芸術の振興及びその多様かつ普遍的な魅力を発信する文化庁のプロジェクト「日本博 2.0」として実施する。

世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産が多数あるところに立地している奈良県立万葉文化館の展示内容を充実させ来館者の満足度を向上させるとともに、施設の魅力を日本全国、海外に向け発信する。

2. 委託上限金額

31,845千円以内（消費税及び地方消費税（税率10%を含む）

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4. 業務内容

奈良県立万葉文化館の概要や魅力を伝えるため、コンテンツを制作する。制作するコンテンツは次のとおりとする。

（1）飛鳥池工房遺跡ARコンテンツ

①飛鳥池工房遺跡では日本最古の鋳造銭とされる富本銭などが造られていたことから、富本銭を鋳造している様子や当時の工房の姿及び出土品を効果的なCGにより再現し、ARコンテンツで表現する。

②CGによる再現とともに、飛鳥池工房遺跡及び富本銭をはじめとした出土品について分かりやすく紹介すること。また、外国人の来館者にも対応できるように英語による字幕を付ける等多言語対応とすること。

③本業務は、Webブラウザを用いたコンテンツとすること。AR専用アプリの制作は行わず、利用者がWebブラウザでアクセスすることでコンテンツが表示されるものとする。利用者がブラウザでのスムーズな操作が可能なUI（ユーザーインターフェース）とする。

④利用者がスマートフォン等のカメラを用いQRコード等を読み込むことによって、煩雑な操作なくコンテンツを利用できるように、QRコード等を表示するマーカーを設置すること。形状や素材、設置方法は耐久性・安全性・維持管理方法などを考慮し、発注者と協議し決定するものとする。

⑤コンテンツ制作段階における表示位置の微調整やマーカー設置位置などは、発注者立会のもと現地で確認すること。合わせてWi-Fi環境の確認も行うこと。

⑥対象機種はiPhone、Android 2機種 of スマートフォン及びタブレット端末とし、また、対象OSはiOS、Androidとすること。

（2）『万葉集』の魅力発信コンテンツ制作業務

①一般展示室内の万葉劇場において上映する、『万葉集』を分かりやすく紹介する映像作品とすること。

②上映時間は10分程度とし、CG、音響、照明等の各手法を効果的に用いた映像作品とすること。

③外国人をはじめ『万葉集』の知識がない方にも、興味や関心を抱かせるような内

容とすること。

④映像作品には英語に翻訳した字幕を付けた多言語対応とすること。英語対応は必須とすること。

(3) 奈良県立万葉文化館コンセプトムービー制作業務

①奈良県立万葉文化館のエントランスホールで放映し、奈良県立万葉文化館の紹介及び一般展示室や特別展示室等の館内の施設を紹介することで、来館者に館内の巡り方を案内する映像作品とすること。

②コンセプトムービーは編集可能な状態で納品すること。

6. 留意事項

(1) 本業務は単年度で完了し、次年度以降に発生する保守・管理費等は発注者の負担とする。

(2) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに報告・協議を行うこと。

(3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。

(4) 事故等により発生した損害については、受注者が負担するものとするただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認める場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。

(5) 本業務で得られた成果物（著作権を含む）については、すべて発注者に無償で譲渡するものとし、受注者は著作人格権を行使しないものとする。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任と負担において一切の処理をすること。

(6) 本委託契約終了後、システムの改ざん、不具合等、情報セキュリティ上の脅威が発生したときには、直ちに奈良県万葉文化館に通知すること。また、遅滞なくその詳細な状況を書面により報告するとともに、対応方針案を提案すること。

7. 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

①成果物

(1) デジタルコンテンツ一式

(2) 操作手順書及び運用手順書

コンテンツの操作・運用方法をまとめたマニュアル

(3) 業務完了報告書一式

(4) その他、発注者が必要と認める成果物

②納品形式

(1) デジタルコンテンツ一式

各コンテンツ別に全データを外付けHDD形式等の記録媒体に保存して納品すること。

(2) 操作手順書及び運用手順書

紙媒体及び電子データにて納品すること。

(3) 業務完了報告書一式

紙媒体及び電子データにて納品すること。

(4) その他、発注者が必要と認める成果物

発注者の指示のとおり納品すること。

③納品時期

- (1) デジタルコンテンツ一式・・・3月7日(金) *仮納品
- (2) 操作手順書及び運用手順書・・・3月7日(金) *仮納品
- (3) 業務完了報告書一式・・・3月21日(金)
- (4) その他、発注者が必要と認める成果物・・・3月21日(金)

8. 納品場所

奈良県立万葉文化館

〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥 10

9. その他

- (1) 本業務の履行に必要な経費は、全て委託金額に含むものとする。
- (2) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
また、承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様に発注者の承諾を得なければならない。
前項の場合において、受注者は第三者の行為について発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方協議の上、処理するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること